

自己資本の充実の状況

一定性的事項

1. 自己資本の調達手段の概要
当組合の自己資本は、出資金および利益剰余金等で構成されています。なお、2020年3月期の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。 ①発行主体：淡陽信用組合 ②資本調達手段の種類：普通出資 ③コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：1,292百万円
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
自己資本の充実度に関して、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を確保しています。一方、将来の自己資本充実策については、年度毎に掲げる事業計画に基づく業務推進を通じて、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策とし、また、さらに多くの組合員（出資金）の募集を推進することにより充実を図る方針としています。
3. 信用リスクに関する事項
(1)リスク管理の方針及び手続きの概要 信用リスクとは取引先の財務状況の悪化などによる倒産等により、当組合の資産の価値が減少または消失し損失を被るリスクをいいます。 信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度から分析しています。なお、一連の信用リスク管理の状況については、定期的に経営会議、理事会に報告する態勢としています。 なお、貸倒引当金は、当組合の「自己査定基準」及び「償却・引当の計上基準」に基づき、適正な引当を行っています。 (2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称 リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つです。なお、エクスポーチャーの種類毎に適格格付機関の使い分けは行っていない。 ○株式会社格付投資情報センター（R&I） ○株式会社日本格付研究所（JCR） ○ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's） ○スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）
4. 信用リスク削減手法に関する事項
信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。 当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、当組合が定める事務取扱手続き等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っています。 また、当組合が自己資本比率の算出過程で採用している信用リスク削減手法としては、自組合預金積金や上場株式などの適格金融資産担保、独立行政法人住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）による保証があります。なお、お客様が期限の利益を喪失された場合には、全ての与信取引の範囲内において、預金相殺を用いる場合がありますが、その際には、当組合が定める各種約定書に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当します。
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
保有する投資信託等に内包する派生商品取引はありますが、当組合自らが行う当該取引はありません。
6. 証券化エクスポーチャーに関する事項
(1)リスク管理の方針及びリスク特性の概要 証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと証券を購入する投資家に分類されます。 当組合における証券化エクスポーチャーは、投資家としてのみ保有しており、オリジネーターとして保有するものではありません。 運用に際しては、市場動向、裏付け資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報等の把握を行っており、「資金運用基準」、「資金運用方針」、「市場リスク管理規程」等の内部規程により、適切な運用・管理に努めています。 (2)リスク特性等を把握するための体制の整備及びその運用状況の概要 証券化エクスポーチャー及び裏付け資産に係る市場状況等のモニタリングに必要な各種情報が定期的及び適時に入手可能であることを事前に確認するとともに、内包されているリスク及び構造上の特性等の分析を行い投資判断をしています。また、保有した証券化エクスポーチャーについては、当該証券化エクスポーチャー及び裏付け資産に係る情報を資産運用会社等から定期的及び適時に収集し、必要に応じて検証等を行い、リスク特性の変化を適切に把握しています。 (3)証券化エクスポーチャーについて信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称 外部格付準拠方式を採用しています。 (4)証券化取引に関する会計方針 会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正に処理しています。 (5)証券化エクスポーチャーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称 証券化エクスポーチャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つです。なお、エクスポーチャーの種類毎に適格格付機関の使い分けは行っていない。 ○株式会社格付投資情報センター（R&I） ○株式会社日本格付研究所（JCR） ○ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's） ○スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）
7. オペレーショナル・リスクに関する事項
(1)リスク管理の方針及び手続きの概要 オペレーショナル・リスクとは、金融機関が業務を行う上で、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、また外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。 当組合はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、その他のオペレーショナル・リスクに区分して管理しています。また、「オペレーショナル・リスク管理方針」及び「オペレーショナル・リスク管理規程」を定め、リスクを認識のうえ評価しています。 (2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 基礎的手法を採用しています。
8. 出資等又は株式等エクスポーチャーに関する事項
当組合の銀行勘定における出資等又は株式等エクスポーチャーに該当するものは、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、全国信用協同組合連合会や投資事業組合等への出資金です。 当組合では「市場リスク管理規程」、「資金運用基準」に基づき運用・管理を行っており、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクについては、時価評価やVaRによるリスク量の計測等により把握・認識しています。また、これらを経営会議等へ報告し、適切な管理に努めています。 一方、非上場株式や全国信用協同組合連合会等への出資金等については、業務上の保有で投資目的ではありません。なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い適正に処理しています。
9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項
30ページに記載していますので、そちらをご覧ください。

－ 定 量 的 事 項 －
〈自己資本の構成に関する事項〉

(単位：千円、%)

項 目	2018年度	2019年度
コア資本に係る基礎項目（１）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	12,546,693	12,776,674
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,291,538	1,292,798
うち、利益剰余金の額	11,306,457	11,535,021
うち、外部流出予定額（△）	51,302	51,145
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	146,724	162,850
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	146,724	162,850
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	37,585	30,068
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	12,731,002	12,969,592
コア資本に係る調整項目（２）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	9,367	9,367
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9,367	9,367
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	9,367	9,367
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	12,721,635	12,960,225
リスク・アセット等（３）		
信用リスク・アセットの額の合計額	112,960,889	115,895,682
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 886,793	167,046
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,053,839	—
うち、上記以外に該当するものの額	167,046	167,046
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,160,029	5,107,770
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	118,120,918	121,003,452
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	10.77%	10.71%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しています。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しています。

〈自己資本の充実度に関する事項〉

(単位：百万円)

	2018 年度		2019 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	112,960	4,518	115,895	4,635
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	110,752	4,430	112,023	4,480
(i) ソブリン向け	1,915	76	1,923	76
(ii) 金融機関向け	20,087	803	20,443	817
(iii) 法人等向け	27,261	1,090	30,209	1,208
(iv) 中小企業等・個人向け	15,719	628	15,378	615
(v) 抵当権付住宅ローン	879	35	791	31
(vi) 不動産取得等事業向け	29,990	1,199	30,003	1,200
(vii) 三月以上延滞等	668	26	616	24
(viii) 出資等	358	14	386	15
出資等のエクスポージャー	358	14	386	15
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャー	9,784	391	8,026	321
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,111	44	1,111	44
(xi) その他	2,976	119	3,133	125
② 証券化エクスポージャー	155	6	150	6
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,817	112	3,447	137
ルック・スルー方式	2,817	112	3,447	137
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	167	6	167	6
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,053	△ 42	—	—
⑥ CVA リスク相当額を 8% で除して得た額	105	4	96	3
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	17	0	10	0
ロ. オペレーショナル・リスク	5,160	206	5,107	204
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	118,120	4,724	121,003	4,840

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額 × 4 %

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが 150% になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i) ～ (x) に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近 3 年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額 × 4 %



洲本市 桜と先山

自己資本の充実に関する事項

〈信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）〉

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）（単位：百万円）

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上延滞 エクスポージャー			
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券				デリバティブ取引	
		2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国	内	232,745	240,634	101,101	105,530	57,556	58,250	—	—	1,200	1,179
国	外	23,507	23,991	—	—	23,507	23,991	—	—	—	—
地 域 別 合 計		256,253	264,626	101,101	105,530	81,064	82,241	—	—	1,200	1,179
製 造 業		16,201	17,478	5,558	5,298	10,501	12,010	—	—	156	150
農 業、林 業		746	806	746	806	—	—	—	—	37	37
漁 業		1,048	907	1,048	907	—	—	—	—	35	34
鉱業、採石業、砂利採取業		1	0	1	0	—	—	—	—	—	—
建 設 業		8,439	7,852	7,739	7,351	700	500	—	—	256	83
電気・ガス・熱供給・水道業		3,197	3,973	794	968	2,403	3,004	—	—	—	6
情 報 通 信 業		1,573	1,566	31	25	1,509	1,508	—	—	—	—
運 輸 業、郵便業		8,524	9,452	2,108	2,638	6,415	6,814	—	—	53	47
卸売業、小売業		11,764	12,070	7,641	7,847	4,108	4,209	—	—	21	9
金融業、保険業		102,533	104,309	7,023	7,023	26,015	24,593	—	—	—	—
不 動 産 業		34,311	34,535	27,596	28,028	6,706	6,499	—	—	185	363
物 品 賃 貸 業		1,285	1,251	79	46	1,205	1,205	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		1,156	1,293	1,156	1,293	—	—	—	—	8	9
宿 泊 業		2,327	2,546	2,327	2,345	—	200	—	—	23	22
飲 食 業		2,089	2,079	2,089	2,079	—	—	—	—	241	237
生活関連サービス業、娯楽業		2,883	2,857	2,482	2,556	400	300	—	—	—	—
教育、学習支援業		14	140	14	40	—	100	—	—	—	—
医 療、福 祉		234	195	234	195	—	—	—	—	—	—
その他のサービス		2,829	2,917	2,829	2,917	—	—	—	—	18	12
そ の 他 の 産 業		184	158	184	158	—	—	—	—	35	29
国・地方公共団体等		33,592	32,542	12,496	11,245	21,096	21,296	—	—	—	—
個 人		16,513	16,241	16,513	16,241	—	—	—	—	126	133
そ の 他		4,797	9,447	403	5,512	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		256,253	264,626	101,101	105,530	81,064	82,241	—	—	1,200	1,179
1 年 以 下		90,324	92,877	22,292	21,914	5,850	5,794	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		20,914	22,051	7,508	6,235	12,405	14,815	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		22,638	27,432	9,312	8,794	13,326	18,638	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		23,406	17,305	7,278	7,443	16,128	9,862	—	—		
7 年 超 10 年 以 下		19,025	18,721	11,770	12,613	7,253	6,106	—	—		
10 年 超		67,972	69,222	41,471	41,996	25,498	26,224	—	—		
期間の定めのないもの		7,194	7,578	1,063	1,019	601	801	—	—		
そ の 他		4,775	9,436	403	5,512	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		256,253	264,626	101,101	105,530	81,064	82,241	—	—		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産、無形固定資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含みません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額（単位：百万円）

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2018年度	59	116	—	59	116
	2019年度	116	129	60	56	129
個別貸倒引当金	2018年度	1,012	942	811	200	942
	2019年度	942	1,017	942	—	1,017
合 計	2018年度	1,072	1,059	811	260	1,059
	2019年度	1,059	1,147	1,003	56	1,147

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

区 分	個 別 貸 倒 引 当 金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
製 造 業	229	261	261	268	229	261	261	268	—	—
農 業、林 業	15	13	13	11	15	13	13	11	—	—
漁 業	39	31	31	29	39	31	31	29	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	123	61	61	67	123	61	61	67	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	42	12	12	35	42	12	12	35	—	—
卸 売 業、小 売 業	229	295	295	305	229	295	295	305	—	—
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	112	79	79	114	112	79	79	114	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	29	26	26	26	29	26	26	26	—	—
飲 食 業	91	72	72	70	91	72	72	70	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	18	13	13	1	18	13	13	1	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	81	76	76	86	81	76	76	86	—	—
合 計	1,012	942	942	1,017	1,012	942	942	1,017	—	—

- (注) 1. 当組合は国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エ ク ス ポ ー ジ ャ ー の 額			
	2018年度		2019年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0	—	38,155	—	36,695
10	300	17,474	300	17,180
20	92,336	6,227	95,316	6,316
35	—	2,173	—	1,967
50	21,039	485	21,642	343
75	—	20,941	—	20,490
100	6,800	45,415	7,802	46,654
150	—	193	—	93
250	—	3,355	—	3,280
1,250	—	—	—	—
その他	—	1,346	—	6,530
合 計	120,476	135,767	125,061	139,551

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含みません。

<信用リスク削減手法に関する事項>

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	5,982	5,679	1,330	1,148	—	—
①ソブリン向け	112	107	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	813	971	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け	3,830	3,437	132	107	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	57	38	1,187	1,025	—	—
⑥不動産取得等事業向け	1,025	1,013	—	—	—	—
⑦三月以上延滞等	45	1	10	16	—	—
⑧出資等	—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑨その他	96	108	—	—	—	—

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
3. 「その他」とは、①～⑧に区分されないエクスポージャーです。

自己資本の充実に関する事項

〈派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項〉

(単位：百万円)

区 分	2018年度	2019年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	144	140
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位：百万円)

区 分	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
①派生商品取引合計	354	430	354	430
(i) 外国為替関連取引	130	149	130	149
(ii) 金利関連取引	154	167	154	167
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	16	22	16	22
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	52	90	52	90
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	354	430	354	430

〈証券化エクスポージャーに関する事項〉

●オリジネーターの場合

該当ありません。

●投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

区 分	2018 年度		2019 年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	1,000	—	1,000	—
(i) 不動産ローン	1,000	—	1,000	—
(ii) 動産ローン	—	—	—	—

(注) 再証券化エクスポージャーは保有していません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2018 年度		2019 年度		2018 年度		2019 年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
50%未満	1,000	—	1,000	—	6	—	6	—
100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
350%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250% 未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
(i) 不動産ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii) 動産ローン	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

2. 再証券化エクスポージャーは保有していません。

〈出資等エクスポージャーに関する事項〉

●貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	2018 年度		2019 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	284	284	297	297
非 上 場 株 式 等	1,179	1,179	1,179	1,179
合 計	1,463	1,463	1,477	1,477

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	2018 年度	2019 年度
売 却 益	10	6
売 却 損	0	0
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しています。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

評 価 損 益	2018 年度	2019 年度
	△ 1	△ 15

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

〈リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項〉

(単位：百万円)

区 分	2018 年度	2019 年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	5,618	6,193
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	—	—

〈金利リスクに関する事項〉

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ E V E		Δ N I I	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	6,352	6,622	646	
2	下方パラレルシフト	0	0	0	
3	スティーブ化	4,986	5,233		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	6,352	6,622	646	
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	12,960		12,721	

(注)「金利リスクに関する事項」については、平成 31 年金融庁告示第 3 号（2019 年 2 月 18 日）による改正を受け、2020 年 3 月末から Δ NII を開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しています。

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。

当組合では「市場リスク管理規程」に基づき、VaR 及び IRRBB による金利リスク量を四半期毎に計測し、モニタリング、分析を行っています。また、計測結果を ALM 委員会で協議し、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めています。

なお、当組合では金利に感応する資産・負債（貸出金、有価証券、預け金、預金、借用金等）を対象として金利リスクを計測していますが、株式等の金利感応度の算定が困難なものは価格変動リスクとして管理しており、計測の対象外としています。その他、ヘッジ会計等の金利リスクの削減手法は採用していません。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE 及び Δ NII に関する事項

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期：1.25 年
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期：2.5 年
- ・流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提：金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提：金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提：1 通貨（円）のみであり、それ以外の通貨は保有していません。
- ・スプレッドに関する前提：考慮していません。
- ・内部モデルの使用等、Δ EVE 及び Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の事項：内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明：当期末の Δ EVE は 6,352 百万円（前期末比 270 百万円減少）となり、大きな変動はありません。

② 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

当組合は、信用組合業界で構築した SKC-ALM システムを用いて、VaR により金利リスク量を計測しています。

なお、VaR の計測にあたっては、モンテカルロ・シミュレーション法を採用し、観測期間 5 年、保有期間 240 日、信頼区間 99% を前提としています。